

相 談 事 例

ID : 04-02-004

相談タイトル

不動産の相続について

Q : ご相談内容

数年前、父が亡くなり所有していた土地・建物が売却された。売却にあたっては、仲介を依頼した不動産会社と母の後見人である法律事務所の弁護士にはお金が入ったが、相談者はお金をもらえなかった。

両親には相談者しか子どもはいないので、自分も半分の相続する権利があるのではないか。

母は高齢で老人ホームに入所して後見人もついている。父が亡くなった後の不動産登記はどのようになっているか分からない。後見人弁護士に連絡したが個人情報なので回答できないと言われ、話し合うのであれば（相談者も）弁護士をたてるよう言われた。弁護士も紹介してほしい。

A : 回答

相談センターでは、弁護士をご紹介することは出来ませんので、群馬弁護士会等でお尋ねください。

お父様ご逝去後の相続登記がどのように手続きされたか不明とのことと、一つの方法として、土地（建物）の登記簿謄本で所有権移転等を確認することが出来ます。

遺言書の有無等により相続順位等が変わる事もありますので、遺言の有無なども含め、話し合いが必要と思われます。不動産会社は、土地・建物の仲介をされその報酬を受取ったものと思われますので、話し合いを持つのは、お母様並びに後見人に指定されている弁護士の方になると考えます。